

発 言 者		議 事
		〔 9 月 4 日 〕
議 長		皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長		ただいまの出席議員数は 9 名であり、定足数に達しておりますので、平成 2 9 年第 3 回厚沢部町議会定例会を開会します。
議 長		これより本日の会議を開きます。
議 長		日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
議 長		会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、3 番高田一弥議員、6 番下川部洋伸議員の 2 名を指名します。
議 長		日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長		日程第 4 会期の決定について議題とします。
議 長		お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長		異議なしと認めます。
議 長		委員長の報告を求めます。
議 長		中山委員長
議会運営委員長		議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

議 議 議 議		去る 8 月 3 1 日午前 1 0 時、議会運営委員会を開催しました。 本日をもって招集されました平成 2 9 年第 3 回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から 9 月 6 日までの 3 日間とすることに決定しましたので、報告します。 次に、一般質問については、1 名の通告がありました。 平成 2 8 年厚沢部町各会計決算の認定に対する審議については、議長、浜塚議員を除く 7 名による特別委員会を設置し、審議することとしましたので、御賛同よろしくお願ひします。 なお、意見書案については、お手元に配付のとおり提出することにしましたので、御賛同よろしくお願ひします。 あらかじめ関係資料をつけてご覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することとします。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。
	議長	お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から 9 月 6 日までの 3 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 6 日までの 3 日間と決定しました。
	議長	提出案件は、補正予算案 4 件、条例の一部改正案 1 件、規約の変更 3 件、人事案 3 件、専決処分の承認 1 件、意見書案 4 件、報告 4 件、議員の派遣について 1 件、平成 2 8 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算認定 7 件の計 2 8 件であります。
	議長	町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。

議 町	長 長 町長 平成 2 9 年第 3 回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。 8 月 2 9 日早朝、北朝鮮の弾道ミサイルが日本へ向け発射されました。渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過し、襟裳岬の東、約 1 , 1 8 0 キロの太平洋に落下しました。ミサイルが日本の上空を通過したのは、これで 5 回目となり、事前通告なしに通過させたのは初めてで、たび重なるミサイル発射に加えて、安倍総理は我が国を飛び越えるミサイル発射という暴挙はこれまでにない深刻、かつ重大な脅威と述べたところであります。 また、北朝鮮は昨日、6 回目の核実験を強行し、過去の核実験より 1 0 倍以上の破壊力を示す I C B M 用の水素爆弾であるというふうに報じられておりますが、日本での被害はなかったものの、北朝鮮のこの無謀な挑発行為に対し、憤りを禁じ得ません。 日本は北朝鮮に対し、厳重に抗議し、断固として非難したとしておりますが、最悪な事態とならないよう、関係各国、国際社会と連携して、早急な平和的解決を切望しております。 去る 8 月 3 日、第 3 次安倍改造内閣が発足しました。総理は今回の組閣について、党内の幅広い人材を糾合し、しっかり仕事に専念できる、結果を出せる態勢を整えたとして、仕事人内閣と呼び、最優先すべき仕事は経済再生であると強調しております。また、初閣議では、政策課題として、東日本大震災からの復興加速、人づくり革命の断行、1 億総活躍社会の実現、世界の中心で輝く日本の 4 項目を掲げ、内閣の総力を挙げて推し進めるとして、基本方針を決定しました。 9 月 1 日に実施された北海道新幹線渡島トンネル南鶉工区の安全祈願祭に参列しました。本年度、斜坑の掘削が始まり、来年度、本坑の掘削が着手され、平成 3 6 年度の完成予定でありま
----------------	--

す。また、北鶉工区も今年度着手され、平成３５年度に完成予定とのことであります。

２つの工区合わせて、町内のトンネル区間延長は約７．５キロメートルであります。計画では、新函館北斗駅から札幌までの延伸約２１１キロの区間を平成４２年度末の完成を目指しており、完成いたしますと、札幌函館間の所要時間は約１時間余りだそうであります。１日も早い完成を願うものであります。

さて、８月に入り、強い勢力でゆっくりと日本を北上した台風５号が本州で猛威を振るい、各地に大きな被害をもたらしました。新潟沖で温帯低気圧に変わり、幸いにも、本町への影響はありませんでしたが、全国では台風以外でも１時間に８０ミリ以上の猛烈な雨が局地的に発生しており、気象庁の統計では、この１０年間で年平均約１８回発生し、３０年前と比較して１．５倍と増加傾向であり、温暖化の影響ではないかと報じられております。北海道では５０ミリ以上の強い雨が３０年前の３倍以上に増加しているとのことであります。

本町では４年前に、鶉アメダスで１時間の降水量が過去最大の８９ミリを記録し、家屋の浸水、道路の路肩や農地の法面崩壊や、農作物の冠水などの被害を受けたことは、記憶に新しいところであります。

防災対策として、厚沢部川本流や安野呂川、国道や道道の改修整備が１日も早く進められるよう、さらに積極的に働きかけていく考えであります。

本町の農作物の生育状況については、８月１５日現在の檜山振興局発表によりますと、好天が続いた７月から曇りが続いた８月上旬にかけて、気温、日照時間とも、平年をやや上回っておりますが、水稻で生育がややおくれているものの、大豆はやや早く、馬鈴薯、小豆は平年並みとのことであります。今後も異常気象に見舞われることなく、豊穰の喜びに沸くことを期待しており

ます。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案 4 件、条例の一部改正案 1 件、組合規約の変更案 3 件、人事案 3 件、決算の認定 7 件、損害賠償に係る専決処分の承認 1 件及び報告 1 件、健全化判断比率等の報告 2 件の計 22 件であります。

議案第 1 号の平成 29 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、1 億 1,168 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 39 億 9,364 万円とするものであります。

主なるものは、総務費では、減債基金積立金、IRU 設備移設増設工事費、地域おこし協力隊コーディネート業務委託料、地域おこし企業人交流プログラム負担費。

民生費では、臨時福祉給付金過年度精算返還金、障害者医療費及び障害者自立支援給付費過年度精算返還金。

農林水産業費では、林業・木材産業構造改革事業費補助金。

土木費では、橋梁長寿命化補修工事費。

教育費では、統合中学校スクールバス等の車庫新設工事費であります。

議案第 2 号の平成 29 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、179 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 1,588 万 3,000 円とするもので、退職者医療交付金の過年度精算返還金であります。

議案第 3 号の平成 29 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について、444 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 6 億 2,442 万円とするもので、介護給付費負担金の過年度精算返還金であります。

議案第 4 号の平成 29 年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、11

万 9, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 2 億 8, 2 4 6 万 9, 0 0 0 円とするもので、企業強化対策工事の設計変更による増減調整を図っております。

議案第 5 号の厚沢部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産業医に係る報酬及び費用弁償の規定を追加しようとするものであります。

議案第 6 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第 7 号の北海道市町村総合事務組合理約の変更、議案第 8 号の北海道町村議会議員の公務災害補償等組合理約の変更につきましては、それぞれ、西胆振消防組合と江差町ほか 2 町学校給食組合の名称変更に伴う規約の変更であります。

議案第 9 号の固定資産評価審査委員会委員の選任、議案第 1 0 号の教育長の選任、議案第 1 1 号の教育委員会委員の選任につきましては、所定の任期が満了することから、それぞれ選任について議案の同意を求めるものであります。

認定第 1 号から認定第 7 号までの平成 2 8 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算が決了し、監査委員の審査を了しましたので、決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

承認第 1 号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償に係る一般会計補正予算の専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

報告第 1 号は、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により、指定された範囲内の損害賠償の額を定める案件について、これを専決処分させていただきましたので、同条

議 議 議 議 議 議 議 山 崎 議 員	第 2 項の規定により、報告するものであります。 報告第 2 号の平成 2 8 年度健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号の平成 2 8 年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査意見書を付して、それぞれ報告するものであります。 以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてしますので、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 日程第 5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 それでは、9 番、山崎孝議員 暫時休憩いたします。（1 0 : 1 7） 休憩前に引き続き会議を開きます。（1 0 : 1 8） 議事を続行いたします。 それでは、9 番、山崎孝議員 9 番、山崎議員 議長の許可をいただきましたので、3 点について質問をいたします。 今年も災害もなく、収穫期を迎えることになりました。馬鈴薯は調査の結果、小玉傾向であるというふうに聞いております。また、水稻では 8 月のやませの影響が大変心配であります、豊穰の出来秋であってほしいなという、そういう願いでいっぱいであります。 そういうことで、今年の秋が皆さんとともに喜びたい秋であってほしいなというふうに考えて
--	--

議 町 長 長	いるところでもあります。 それでは、質問に入ります。 質問の第 1 番目としましては、公共施設の老朽化対策と財政運営についてであります。 自治体が管理している公共施設が老朽化し、さらに人口減少も伴い、維持管理、修繕のための財源確保が大きな課題となってきました。本町の建設事業には、認定こども園の建設、簡易水道施設、農業集落排水施設の更新事業、将来的には、厚沢部中学校の建設などが考えられ、町としましても大きな財源負担が続くところであります。しかし、どのような状況下でも町の健全財政は維持されていかなければなりません。公共施設の老朽化対策、財政確保、財政運営について、町長の所見を伺います。 町長 山崎議員から、公共施設の老朽化対策と財政運営についての質問であります。 公共施設並びにインフラの老朽化対策につきましては、全国的な問題となっております。国では、平成 24 年に発生した、山梨県での中央高速道路の笹子トンネル天井板の崩落事故をきっかけに、高度経済成長期に整備されたインフラ施設の長寿命化基本計画を策定しております。さらに、全国市町村には、公共施設の今後の維持管理コストを総合的、一体的に管理することを目的に、国の試算ソフトを活用した公共施設等総合管理計画の策定を要請したところでございます。 当町においても、総務省の指針をもとに、この管理計画を平成 29 年 3 月に策定いたしました。その中で、建物の老朽化状況については、136 施設あるうち、築 30 年以上経過している建物がほぼ半数の 62 施設で、今後の施設管理に多額の費用を要することが予想されているところあります。
-------------------------------	---

議 長 山 崎 議 員	総務省の統一的な基準による試算ソフトでは今後４０年間の建物の維持、更新費用は約３６４億円、道路、橋梁、簡易水道、集排施設の維持、更新費用は１５２億円と見込まれております。 具体的な施設整備、更新事業については、町総合計画を基本にしながら、各種事業を計画的に取り組んでいるところであります。 ここ数年間の間には、議員が言われるとおり、財政負担の増大が見込まれるところでありますが、有利な補助金等、起債の導入、公共施設整備基金等の減債基金の活用、さらには長期的な見通しに立って、町民の理解を求めながら、財政運営の基本を維持しながら、将来に禍根を残すことのないよう、健全財政の堅持に努めてまいり、このような考え方であります。 ９番、山崎議員 平成２８年度の決算は今日、じゃ、審議するわけではありますが、一般会計の財政状況を見ますと、まず、積立金が４６億７，０００万円、備荒組合では１２億２，０００万円、そういう約５９億円近くの財源があります。なお、地方債残高は３２億円ということであります。 しかしながら一方では、町の財政事情を鑑みますと、財政力指数という比率が出ておりますが、その中では、０．１６ということで、決して自主財源としては盤石ではないというふうに私は見ているんですが、この辺の見解は町長はどのようにお持ちでしょうか。
議 長 副 町 長	副町長 確かに、今の貯金、借金を比べますと、貯金のほうが多いという状況にございますが、今の質問にあったとおり、財政力指数については、０．１６ということで、ほとんどが一般財源の３分の２くらいが地方交付税におんぶにだっこしているという状況でございます。 その地方交付税も国の三位一体改革以降、ある程度、予算が確保されてきたところでございま

議 長 山 崎 議 員	すが、最近、何やら、地方の貯金なりに目をつけてきているということなんで、今後はなかなか厳しい状況が、三位一体改革時代まで行くかどうかわかりませんが、結構厳しい状態が続くのかなと思っております。 ただ、財政力指数については、言いわけするわけではございませんが、国の類団比較というのがございまして、ある程度人口が同じところ、産業構成が同じところというところと比べますと、大体同じくらい、中間くらいの数字であるということでもあります。ただ、そうはいっても、それでいいのかということにはなりませんので、少しでも自主財源を確保するよう努力していきたいなと思っております。 9 番、山崎議員
議 長 副 町 長	いろいろ、私どもは、さきに所管事務調査をしまして、いろいろ、職員から説明をいただきました。その中で、大変、基金にしても、備荒組合貯金にしても、大変厚く対応しているわけでありまして、ただ、今、副町長もちょっと触れられておりましたけれども、この基金残高と交付税の算定というものが微妙に影響が出るような、出すような国の動きがちょっと報道として入ってきているんですが、その説明の中で、当町は大丈夫でしょうという、そういうことでもありますけれども、何かしら持っているところから目をつけてという、何かそういう今の動きもあるように見えますので、その辺のところの情勢分析はどういうふうにされていますか。 副町長 国のほうでは、最近の基金の伸び率というのを、額ではないですよ、率で見ているようでございますが、最近、うちも結構貯金をしたなと思っているんですけれども、さらに貯金をしているところもかなりあるということで、その国が言っている伸び率には達していないところでござい

議長 山崎議員	ます。 ただ、国のほうでどう考えて、それをどう交付税に算入させているのかというのは、全く今のところはわからない状況でございますので、あとは、いわゆる財調なり、備荒資金を、これから大型事業がございますので、年度年度、若干ずつでも目的基金のほうに調整していくような動きをしていかなければならないんだろうと思っております。 9番、山崎議員 ちょっと、ずれたような質問を先にしてしまいましたけれども、これから公共施設の老朽化ということについて質問したいと思いますが、まず、さきの新聞で、道南の市町の公共施設の老朽化というのは、大変深刻な問題であるというようなことで報道をされておりました。 公共の建築物に47%、それから、長さ15メートル以上の橋は52%が建築から30年以上をもう経過しているということであります。維持管理、修繕に向けた財源確保が大きな課題となっているところでもあります。 そこで、当町としましては、公共施設としての老朽化の状態、具体的な対処方策というものをどのような形で捉えているのか。建物、橋について、実際にそういう老朽化されている、古いものはどのくらいの割合であるのかということをお知らせ願いたいというふうに思っておりますし、また、国のほうからは、実際に、こういう老朽化、建造物についての維持、更新しようというものの補助金とかそういうもの、手当というものは確約されているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。
議長 税務財政課長	税務財政課長 ただいまの質問でございます。

議 長 税 務 財 政 課 長	まず、建物についての老朽化の状況でございますけれども、まず、町長の回答の中にもありました、３０年以上のものが約半数以上を占めているということなんですけれども、具体的には、３０年から５０年以上、大きなものでありますと、やはり教育施設等、教育関係施設が、棟数としては、施設数としては大きく占めております。 あとは、公営住宅も結構棟数がありましたので、その公営住宅も昭和６１年までに建てられたものについても結構な数がございます。 それから、集会施設につきましても、古いものも幾つかまだ残っておりますので、それらも今後、具体的な各事業を導入しながら整備していかなければならないというふうなことでなっております。 橋につきましては、現在、橋梁の長寿命化計画ということで、５年スパンの間でそれぞれ補修、整備している現状でございます。現在は、中館、城北、当路の橋について整備と進めている状況でございます。これは３０年度までにその３橋については終わるという予定で、それ以降につきましては、さらに５年間の計画を立てるわけでございますけれども、また、詳細な点検の結果によって、具体的にどの橋が、危険度のランクごとに区別されて、補修が必要かということになるというふうに考えております。 以上です。 補助金の見込み。 補助金につきましては、現状の事業で補助金はそれぞれ、満額でつかない事業もありますけれども、今後についても、各現在進めている施設関係でいいますと、その事業、その補助金で一応見込むしかないかなと。国からの具体的に、今後、将来的な長寿命化に対してこういう割合で補
----------------------------	--

議長 山崎議員	助金というのはまだ示されておりませんので、現状の補助金の割合で算定するしかないのかなというふうに思います。 9番、山崎議員 実際には、今、平成32年に事業完了というような形で、実際にも、こども園関係であるとか、それから、簡易水道施設、それから、農業集落の排水施設の更新とか、これをもう予定されているわけでしょう、整備するということを。だから、これには、例えば、こども園にしても当初の計画の、事業計画の中に6億3,000万円とかと言っていたけれども、7億ぐらいだろうとかという話もあります。それから、簡水は21億とか、集落排水の設備については6億6,000万円とかと、いろいろなこういうようなことがもう示されたわけですよ。 だから、具体的に大きな予算を伴う事業をこれからめじろ押しに今度、やっていかなければならないわけですから、さっき言いましたように、確かに、財政的には、一方では、かなり厚いものがあるんだけど、やらなきゃならない部分もかなり大きな予算を伴うものがあるんですよ。だけれども、当初は、こういうようないろいろな事業というのは、ある意味では大きな厚い補助を受けて手がけた部分が、それが老朽化をすることによって、設備投資なり、更新していかなければならないわけですから、この負担額は大変な問題になるということで考えているんです。ですから、それに対しての補助の確約、今、国がしてくれるのかどうかということですよ。 どうですか、その辺。
議長 副町長	副町長 簡水、集排が始まっていますけれども、それについては、補助事業そのものがありますので、あとは予算の枠の問題の中で多少前後したりなんかすることはありますけれども、それはあると

ということで計画も全体計画は認められているということなんで、額は変わりますよ、額は変わりますけれども、年度計画の中で着実に進んでいくということでもあります。

それと、道路というふうにありますけれども、道路については橋だと思います。道路を直すのは大したことないと思うんで、橋については、今、概略調査が大体終わりました、その速報値を見ますと、3カ所くらいちょっと、4段階評価の中で具合が悪いといえますか、そういう評価が出そうだということで、今回の補正の中で対応していくということでございます。それについては、多額の金を要さない簡易な修繕で大丈夫だということなんで、そういう少額なものについては、補助金はございません。

ですから、ある程度、集排、簡水等については補助がないということではないということでもあります。ただ、額的にやはり、今まで、平成になってといえるか、多分、有史以来だと思いますけれども、大体、うちの起債のいわゆる借金するというのは、平年ベースでいくと3億くらいなんです。元金を返すのも大体3億くらいということで、大体横ばいから若干残高が下がってくるというようなやり方をしてきたわけでありまして。ただ、時々、大型の事業がありますので、そのときは借金が膨らむと。

過去最高でありますと、6億円くらいが最高、平成9年ですか、6億円くらい借りたのが最高だったんですけれども、昨年は、28年度決算では7億という数字になっております。

それと今後、短いスパンで、先ほど議員がおっしゃられるとおり、大型事業が進みます。という、今度、その返す金の算段というのをしなければならぬということで、昨年度、減債基金に1億8,000万円だったか、それと今回補正で3,000万円ほど、合わせて2億円くらいを上回る額を積み増しして、それを調整しながらやっていくと、大体この間の総務所管調査の不

議長 山崎議員	足分というのは賄えるのかなという算段をしております。 9 番、山崎議員 もう一つ大きな問題なのは、事業のいろいろな資金の手当て云々というよりも、今度それをどう利活用させて、利用料で今度はある程度償還ということもあるわけです。だからといって、私が当初言いましたように、人口がどんどん減っているんですよ。地域によっては戸数も減ってきます。そういう中で、これからはやっぱり、ある橋もかけなきゃならないだろうし、ある施設はやっぱり維持していかなきゃならない。だけれども、それを利用する人が今度いなくなるという場面も考えなければならない。そうすると、例えば、簡水をやるとかそういうようなものは事業を完成した暁には、やっぱり償還とかいろいろあるわけですから、それをどう指導しながら、利用料に余りはね返さないで償還していくかということだろうと私は思うんです。 その辺のところは、人口減少とともに、そういう老朽化した施設の改修なり、改築なり、新規なりというものの考え方をどのようにリードしていくつもりですか。
議長 副町長	副町長 町長の答弁にもありましたとおり、最後のほうにあったんですけれども、当然、長期的な見通しというのは、人口のことを考慮して話しているわけでございます。当然、事業費が膨らむと、割る頭数が減ることになりますと、1 人頭の負担がふえてくるということになりますので、その辺は十分考慮しながら、ですから、住民の負担というのも当然出てくるわけでございます。負担はお金で負担するのか、多少、今までよりも便利でなくなるかもしれないけれども、理解していただけるのかどうか、その辺のバランスというのは、当然、出てくると思いますので、それは事業ごとに、その地域地域ごとに、当然考えていかなければならないことだなというふう

議長 山崎議員	に思っております。 9 番、山崎議員 先ほど、中学校の建設ということもちょっと触れましたけれども、文科省はいろいろな、40 年程度で学校は建てかえというように、当初のそういう指導もあったようでありましてけれども、最近では 70 年、80 年に延ばしていきなさいと言う。そして、そのために、学校の施設寿命を延ばすために改修する、いろいろな建てかえとか、それに対しての補助はやりましますよという、何かそういうようなことが新聞に報道されておりました。 先般、総務文教委員会のほうで、町の教員住宅を視察させていただきました。もう築 40 年もたっているというところで、今現在は、そこに住まいはしておりませんでしたけれども、見る限りでは、もう下から何かスズメバチだかが入って飛んで歩いているみたいです。それから、カビが生えているし、大変老朽化して、ちょっとすれば、補修程度で済まないような、そういう物件であると私は認識をしてきました。 何かしら、教育委員会のほうに言いますと、建てかえというような希望をしているようでありましてけれども、なかなかそういう方向には向かっていかないということでもあります。そういう、結局、古い老朽化した住宅でありますから、先生方もそこには住みたくないという、そういうことのようにあります。ですから、その中での議論の中では、ぜひ、新しい住宅に建てかえをしながら、先生方もほかから通うのではなくて、あそこに住まいをしてほしいなという、そういうような意見がありました。 これからは、施設整備、それから更新事業ということに対しては、今、私が言いましたように、町長答弁の中で、総合計画を基本にしながらという答弁もありましたけれども、この建物に
--------------------	---

議 副 議	町 長 副町長 対する考え方としましては、補修を主力にして、これから補修してでも長もちさせるという、そういう方向でいくのか、それとももう、町営住宅とか、先生方の住宅というのは、余り当初は資金をかけていないものですから、例えば、土台であるとかそういうのを見ると、今とかなり違うような建て方をしているみたいなんです。ですから、もう40年もたてば、もう限界なのかなと、そんな気もしておりますので、これからはそういうような町の住宅であるとか、教員住宅というのは、考え方というのは、補修という、あくまでも補修して住んでもらうという考えでいくのか、もう古くなったら、場所を移転してでもいいからどこかに建てかえてしていくんだよという、そういう考えなのか、それはどちらを指導するつもりですか、そっちは。 まず、町営住宅については、ほとんど建てかえ、建てかえで、かなり古くなっていますので、建てかえという基本的な考え方のもとに進めているところであります。ただ、一部古いところはありますけれども、まだお住まいになっている方がいらっしゃったりして、その辺の整備がつき次第、必要であれば、先ほど言ったとおり、人口が減る中で、住宅がどんどんふえていくという話にもならないと思いますので、その辺を考慮しながらやっていかなければならないなと思っております。 それと、教員住宅については、ほとんどが木造なのか、木造のところもかなりありますので、その長寿命化、40年の住宅の長寿命化というのが図れるのかどうかということもありますので、その辺、余り財政がかからない範囲の中で、そのもので判断していくしかないのかなというふうに思います。 9番、山崎議員
--	--

山 崎 議 員	今、教員住宅を話題にしているわけであります。参考ですが、教育長、どうですか、実際にその現場を見られている立場として。
議 長	教育長
教 育 長	前回からの所管調査でも実態についてお話したかというふうに思うんですが、現在、厚沢部町に勤務しているのは68名、そのうち一般が58名、それで、実際に入居している数が、管理職が中心になるんですけれども、18名ということで、入居していない理由については、先ほど指摘のあった、あの住宅が非常に老朽化している、ほとんどが40年から50年を経過しているという、それもあるんですが、それ以外の持ち家、共働きによる持ち家だとかいろんな事由があって、厚沢部町に住んでいないということがあります。だから、機械的に住宅が悪いから厚沢部町に住まないんだということも、もちろんあるかと思うんですが、それだけではないということを御理解していただきたいと思います。 それで、御存知のように、来年度、3つの中学校が統合するわけで、その中で、現在、大体12名くらいずつの学校のうち、2校がなくなりますので、今のところ20名くらいが減になるわけです。そんなことでは、そこ一つの、前にも言ったとおりなんですが、この統合を契機にして今後、何年かの総合的な計画、教職員住宅をどうするのかというを、きちんと見通しを持ってつくっていききたいなというふうに思っていました。 ただ、先般、一緒に視察をしましたので、その老朽化の程度については、私たちも十分に承知をしておりますし、少なくともライフラインをきちんと修繕するということは、ずっとこれまでも続けてきたところで、その辺は御理解していただければなというふうに思っています。
議 長	9 番、山崎議員

山崎議員 議長 町長	いろいろ1番については、町長から副町長、それから教育委員長のほうまでいろいろ御答弁していただきまして、本当にありがとうございました。時間もいろいろありますので、2番目に入っていきたいというふうに思います。 2番目の質問としましては、野生鳥獣被害対策についてであります。 本町は年々、熊、エゾシカ等による農作物への鳥獣被害が拡大をしています。道はエゾシカ等による被害、生息頭数ともに、2011年度がピークであり、道全体では被害額、エゾシカ生息頭数は減少しているという、そういう見解でありました。しかし、本道南部地区での、特に渡島、檜山、後志であります、この区域での生息頭数、被害額は増大傾向であるとしております。 ビート、豆、麦、馬鈴薯、野菜等、多岐において被害が発生し、食害による農家の人方が大変困っている状態でもあります。 鳥獣被害のため山間部での耕作を断念しているという、そういう農業者もいることも聞かされております。鳥獣被害対策はそのおくれによって、エゾシカ、熊の生息頭数の増加していることが起因しているというふうに考えております。 鳥獣被害対策について、町長の所見を伺います。 町長 野生鳥獣被害対策についての質問であります。 全道におけるエゾシカの生息頭数は減少傾向にある、こういう状況にあるようであります。 後志、渡島、檜山の南部地域では、平成24年度から27年度までの4年間で約2,000頭、そのうち、雌は1,000頭を捕獲しているのにもかかわらず、ライトセンサスの調査の結
---	--

果からすると、増加傾向にあります。

町内の捕獲頭数は平成 24 年度は 2 頭だけでしたけれども、26 年度以降、3 年間で 79 頭を捕獲しておりまして、好適なこの環境であるというふうな影響なのかどうかわかりませんが、目撃情報などからすると、増加の一途をたどっていると、こういう状況にあるようです。

また、ヒグマの生息頭数につきましては、渡島半島地域での狩猟者へのアンケート調査結果によりますと、これも増加しているとの回答が多く、被害額は緩やかながら減少傾向にあるものの、町内における捕獲頭数は、ここ 3 年間は年間 10 頭を超えておりまして、28 年度では、過去最高の 20 頭に達しております。

このため、町としまして、厚沢部町鳥獣被害対策実施隊を中心とする有害鳥獣の効果的な駆除や被害防止対策を引き続き実施していくとともに、エゾシカによる被害防止対策としましては、くくりわなでの捕獲を中心に実施し、ヒグマについては、昨年度に引き続き、新たに 5 台の箱わなを購入するなどの対策を講じているところでございます。

さらに、農業者みずからによる農産物の被害防止に向けて、自衛策として取り組むこともこれは必要であると、このように考えており、その 1 例としましては、町内全域で実施しております多面的機能支払交付事業を活用した防護柵等の設置や電気牧柵の導入などがございますので、本制度の積極的な有効活用も考えているところでございます。

町内での有害野生鳥獣による算出被害額は、行政報告にも記載しておりますけれども、28 年度は約 5 万円となっておりますが、昨年度からは一般町民の方へも被害報告の情報提供を求めている、さらに野生鳥獣による農林業への被害が極めて甚大な被害額が拡大するのであれば、侵入防止柵の設置などもこれから検討してまいらなければならないと、このようにも考えておりま

議長 山崎議員	す。 9 番、山崎議員 実際に、今、町長も答弁の中にありましたように、有害野生鳥獣被害の算出額というのは、行政報告にありますように、熊であれば 5 7 件の 4 万 6, 0 0 0 円、それから、エゾシカで 5 件で 3 万円、本当に 5 万円足らずなんですよね。 だけれども、実際にこれが本当に被害額かということは、私は大変疑問に思っております。もっとも、それは金額換算できないような被害というのは、このために受けていると私は思っているんです。 年々ものすごい数でエゾシカは生息頭数を伸ばしておりますし、また、だんだん、慣れてきたせいなのか、また、熊も賢くなったせいなのか、人が行ってもあまり驚かなくて、人がかけた、例えば、わなでも何でも、なかなかそこには入ってくれないような状態だということも聞いております。 私のところも、実際的には、ビートをつくりましたら、一番先に熊が来ました。そして、役場の農林商工課の人にお世話になりながら、電気牧柵をかけたら、そこからピタッと来なくなったんですよ。そして、箱わなをかけたら、その前まで来るけれども、そこから後戻りして違うほうに向かっていくとかという、ものすごく賢くなったみたいなんです。そして、ある人について最近会ってお話を聞きました。昼間中ですよ、そのビート畑に行って、熊が出ているものだから様子を見に行ったら、昼間中、堂々と熊がビートの中を歩いている。そういう現状です。 ですから、今、行政報告にありますように、被害額が 5 万円足らずというのはどういような根拠で算出されたんですか。実際的にこの鳥獣被害というのは、いろいろな懇談会でもいろいろ
--------------------	---

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	な形で発言されていますよ。実際に現場に出向いたことはありますか、係の方々。そういうふう にちょっと、どういうふうに、答弁願いたいと。 農 林 商 工 課 主 幹 まず、被害額の算定基準なんですけれども、一応、これは道のほうから示された、この作物類 は面積掛ける単価、それぞれの基準がありまして、それで出している内容でなっています。 当町で報告を受けた昨年の内容の場所の面積の換算ですので、今、議員さんおっしゃたよう に、全部、１００％の面積の報告のない部分もありますので、被害額の低い部分はいたし方ない 部分であります。 それと、現場に行っているかという部分、今、係のほうが行っているのかという部分がありま すけれども、担当、私も含めて、被害報告があった場合は、できる限り現地を見た上で箱わなの 設置、例えば、鹿であれば、くくりわなの設置が必要と判断した場合には、それぞれ自治体を通 して確認させてもらっています。 ただ、先ほども言いましたけれども、被害報告が若干、私たちのほうが把握し切れていないの が正直言った現状なんで、この部分で、先ほど言った被害額も低いと思われる部分もあるかとい うふうに思っております。
議 長 山 崎 議 員	９番、山崎議員 実は今日、新聞に熊情報というのが出ているんですよ。すごいなと思うんですけども、熊 が、例えば今日だったかな、新聞に、森のほうに１頭出ました。七飯のほうに出ました。熊情報 が新聞に出る時代になってきているんですよ。 確かに、厚沢部町はまだ人的な被害はないですけれども、もうかなりの部分でそういう、先ほ

ど言いましたように、そういう食害によって、金額的には大して大きくないです。道東とか道北、ああいう大きなところよりもないんですけども、もう山間部ではほとんどのところがそういう被害が出ているということを、まず認識してほしいなというふうに思っています。

北海道でも、実際的には、先ほども言いましたように、２０１６年度の渡島、檜山、後志のこの南部地域というのは、エゾシカの推定の生息数を公表したわけではありますが、その当時は２万から８万というようなことでありました。しかし、最近、それが２万頭くらい多い２万から１０万頭、そういう確実に道南地域が生息頭数が増加しているという、そういう実は道のほうの見方もあります。生息頭数は減少してはいなくて、逆に増加傾向であるという、そういう見方なのであります。

また、つい最近の新聞でありますけれども、農水省も鳥獣被害対策を強化するために、新しい課まで設けたという、そういう新聞もありました。

だから当町にしては、このエゾシカ、熊の被害がどんどん拡大をしているというのは、よく猟友会の人方、ハンターの人方に聞きますと、やはり絶対数がふえているんだということなんです。そして、言うのは、このままの状態で推移をしていくと、もう大変なことになりますよ。そういう、実は指導があるわけであります。

ですから、ぜひ、１つは、そういう現場で働いている人方がどういう苦しみ、どういう悩みを持っているのかということに十二分に接して、情報交換をしてほしいなというふうに思っています。そして、やっぱり私はこの駆除の仕方としまして、やはり生息頭数は減らすということだろうと思うんですよ。最終的には電牧でも、いろいろなそういう報告もあります。だけれども、それをやろうとなればどのくらいの膨大な費用を要するか、そして、それがなかなか即効果が出な

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	いということなんです。ですから、やはり、猟友会の人方に御苦勞を願っていますけれども、もっともっと絶対量を減らしていくという、そういう考え方が、私はこの対策がベストだと思っていますけれども、その辺のところのお考えはどうですか、違いますか。 農林商工課主幹 頭数の削減については、絶対的に必要だというふうに判断しているところであります。特に、エゾシカの頭数の増は、捕獲も、先ほどの答弁書にもありましたとおり、ここ何年かふえているところであります。3年間では79でありまして、その中でも4割程度が雌を捕獲できていますので、エゾシカについては、ある程度の、ある程度しか言えないかもしれませんが、削減になってきているんじゃないかというふうに思いますが、やっぱりそれには追いついていないのが現状です。 ちなみに、ヒグマにつきましては、昨年、過去最高頭数でしたが、雄がほぼ、8割から9割の捕獲、3年間見てもその程度ですので、捕獲内容も比較的高齢という部分が、昨年は特に、100キロ以上に関して、大きなものについては、もう7歳とか8歳、もっとすごいのは11歳とか14歳とかいう、若干高齢の部分も多かった部分がありますので、まだ完全に減少には、減少になっているかと言われれば、それも疑問は残るかもしれませんが、状況的には熊の、今年に関しても既にもう11頭、12頭だな、熊のほうは捕獲できていますので、鹿についてはまだ頭数が少ないんですけれども、基本的に、今、この大体9月から12月の時期が一番とれる時期でもありますし、可猟といって、ハンターが直接、有害鳥獣でなくても、10月1日以降は、一応、この地区は猟としてとれる時期でもありますので、その間を、ちょっと先ほどおっしゃったように、ハンターさんなり猟友会の方が大変だと思うんですけれども、こちらも連携を密
------------------------------	--

議 長 山 崎 議 員	にしながら、今後もやっていければというふうに判断しております。 9 番、山崎議員 厚沢部町は森林に囲まれた町であるわけでありますから、こういうエゾシカとか熊とかというのは、自分の生活圏が大きくあるわけですね。町長には前々から何回か笑い話に言いましたけれども、その森林には国有林もあるし町有林もあります。その中で元気をつけて出てくるわけですから、いろいろあると。 それで、町長にぜひお願いしたいのは、道に対してもやっぱり働きかけをして、やっぱり、ぜひこの駆除対策を進めてほしいと思いますし、また、それと同時に、近隣町村との共同というか、統一行動をとってほしいように、ぜひそういう話をしてほしいなというふうに思っているんですよ。 厚沢部町だけやっても、やっぱり、江差町なり、上ノ国町なり、乙部町なり、八雲町なり、そういうところがそういう対策に出ないとまたふえてくるわけですから、やはり、道南区域全員がどことしても、エゾシカなりが生息数が増加しているという、こういう認識しているわけですから、そのためにもやっぱり道の働きかけ、それから、近隣町村もやっぱり一緒になってこの対策をとっていただくよう、ぜひ働きかけをお願いしたいなと思いますが、町長の見解はいかがでしょう。 議 長 町 長 町長 このヒグマ、あるいは、エゾシカの実態というのは、今、山崎議員が言われるように、檜山管内、特に厚沢部町の増加被害というものは、大変重大な問題になってきたというふうに思っております。
------------------------	---

実は、ヒグマにつきましても、昨年は１年間で２０頭のヒグマを捕獲しました。今年は今、８月末現在で１１頭、これは今、ヒグマにつきましては、去年のちょうど同時期８月末で１１頭、全く去年と同じペースで、今、ヒグマの捕獲がなされております。ヒグマは今、これから秋、冬に向けて冬眠するまでの間が繁殖期であります。そういう中で、これから熊は里にどんどん出てくる時期になる。そういうところで捕獲体制をきちっとしなければ、来年に影響すると、こういうことになろうかと思えます。

今年の秋、要するに、これから９月、１０月、１１月というのが熊の穴に入る前の里おりというのが非常に多くなるわけでありますから、そういうものの時期を見ながら、そして、エゾシカの昨年２９頭が同じ時期でありますけれども、去年は８頭、今年は６頭ですから、２頭ばかり少ないんですけれども。

これらにつきましては、近隣町とどう連携するかと。正直言いますと、近隣町が、我々の近隣町、乙部町、江差町、上ノ国町というこの両サイドは、大変ハンターが少ない。これが共同でやりましょうといったって、本当に何人いるかという、そういう町ですから、一番の熊の厚沢部町の被害というのが、八雲町からのツネゴエというやつ、これが一番多いわけで、ですから、近隣といえども、この八雲町との連携というのが、実は大事だろうなと、こう思います。

八雲町そのものは、八雲町のほうが頻繁にガンガンやるようになりますと、みんな峠を越え、ツネを越えて厚沢部町に来てしまうと。厚沢部町がどんどんやると八雲町に行ってしまうと、こういうふうな状況があるわけであります。その辺、どういうふうな駆除をして、頭数を減らすのに八雲町と厚沢部町がどういう方法があるのか。いろいろとその辺も鹿、熊合わせて、対策をする必要があるだろうというふうに考えております。機会を見つけて、ぜひ、八雲町の町長ともこ

議長 山崎議員	の件については協議してみたいと、こういうふうに思います。 9 番、山崎議員 行政をお願いということも一つだと思いますが、自衛策としましては、やはり、町長の答弁にもありましたように、自衛策として、みずからが電気牧柵を張りめぐらすとか、いろんなやり方もあるかと思います。
議長 農林商工課長	私も、町のほうに保有している電気の施設をお借りしまして、実際に畑の周りと張りめぐらしたら、ものすごい効果であります。そういうことで、もっともっと本格的にやろうと思ったら、足りないと思います。その中で、町長の答弁にもありましたように、どうですか、多面的機能支払交付金が大変厚くいただいていますので、そういうものも利用をさせていただきながら、体制をつくり上げるということを考えたらどうかなと、そういう指導をできれば願いたいなと思って今いるんですが、課長、どうですかね、その考え方というのは。
議長 山崎議員	農林商工課長 町長の答弁にもありましたとおり、多面的機能支払交付金事業を活用すべく、23の交付金の支出団体に対して、今後、指導してまいりたいというふうに、指導、助言などを行ってまいりたいというふうに考えております。 9 番、山崎議員、持ち時間は、残り10分間です。 先ほども言いました、今、メモが出てきました。今日の函館新聞ですが、熊出没情報とこんなでっかく新聞に出るんですね。やっぱりそれは、上ノ国町で1頭目撃とか、七飯、北斗市の向かいのというような市道に出てきたとかと、いろいろなこういう情報がこう。熊も偉くなったもんだなと思うんです。

議 町	長 そういうことで、ぜひ、厚沢部町はやっぱりこれが、熊、鹿対策をきちっとしないと死活問題になりまして、もう冬でも出たらもう手をつけられなくなりますので、今、いろんなハンターの方々、それから、猟友会の方々が毎日みたいに見回りに来ていただいて、大変、おかげさまで助かって、助けてもらっています。そういうような形、これから進めながら、やっぱりみずからも自衛しながら、そういう対策を練って、やっぱり、被害のないようにひとつ取り組んでいきたいなど、そんなことでありますので、よろしく御指導のほうもお願いをしたいと思いますし、また、町長には近隣町村、それから道のほうにも働きかけをしてもらって、ぜひこういう難問題があるということも、知事のほうにも認識してもらって、お力を、できれば指導をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、３点目に、時間がないので、入りたいと思います。 河川敷の現況と整備についてであります。 近年、国内においては、ゲリラ豪雨によって甚大な洪水被害が発生をしました。短期間での集中豪雨のための堤防決壊によるものと見ています。本町は中心的河川においては堤防は整備されていると思います。しかし、河川敷では雑木、雑草が繁茂して、堤防の機能を低下させているのではと懸念をしているところでもあります。 現況の河川敷、堤防管理について、町長の所見を伺いたいと思います。 町長 河川敷の現況と整備についてという質問でありますけれども、河川敷は道河川と町河川があるわけであります。町河川については、草刈り等を行っている河川敷はありません。雑木、倒木、または浸食されているところは、町の河川維持費の予算の中で、支障のないよう維持管理をして
------------	--

議 長 山 崎 議 員	いると、こういうのが現状であります。 また、道河川の厚沢部川につきましては、厚沢部川広域河川改修工事の事業で、今年度、中網町の基栄橋から俄虫橋まで、9割断面で基栄橋付近の一部が10割断面もありますけれども、そういうふうな大きな断面掘削が行われます。 安野呂川は今年度は赤沼地区の築堤整備と一部の掘削を行います。9割断面で掘削されることによりまして、河川敷の雑木や倒木も処理されます。河川のスムーズな流れが確保されるということになろうかと思えます。 今後も町河川につきましては、パトロールや住民の皆様方からのそれぞれ連絡等をいただきながら対応し、河川の適切な維持管理に努めていくという考え方、また、道河川につきましては、早期の河川改修により、河川敷や堤防管理について北海道との密接な連携をとりながら、要望を重ねてまいりたいと、このように考えているところでございます。 9番、山崎議員 何かしら、地球温暖化といいましょうか、大変、国内的にも、例えば、九州であるとか、四国であるとか、また、新潟、秋田のほうでもゲリラ的な集中豪雨によって、洪水被害というのは大変多く発生をしております。 私が今、今日の質問をしている、この河川敷というのは、今、下流のほうは、町長が答弁の中で触れられているように、基栄橋とかいろいろ厚沢部川に今、掘削してきれいになると思うんですが、私が注視したいのは、逆にもう堤防が古くから管理されております、例えば、上の山から鶉方面、その鶉方面の上流とかを見ていただければわかるように、堤防内の河原の部分にものすごい大木がもう入ってしまって、すごい状態になっています。そこをそのままにしておくことに
------------------------	---

議 町 長 長	よって、堤防機能というのはほとんどないと同じような恰好になるのかと。かえってそれが、今度、大木が倒壊することによってダムみたいになってとめてしまうという可能性もありますので、そうすると、例えば鶉なんていうのはもう大きな湖みたいになる可能性があります。そういうところをどのように見ているのかなという感じであります。 町長 町長 今、言われた障害木であります、堤外の中に落ちた支障木ということだろうと思います。 河川は築堤から中は堤外、築堤から表が堤内ということになります。したがって、堤外の水の流れる部分については、恐らくそういう大きな障害物が出たときには、1級河川であれば、即土建のほうで処理をすると、こういうふうになっております。ただ、土建のほうがいつそれに気がつくかどうか、こういう問題がありますけれども、近隣の農家さんあたりから連絡等があれば、即私どもは土建に通知をして、そして、連絡して、すぐ処理をしてもらう、こういうことに。これは、流木関係は皆そうであります、例えば国道に木が倒れた。これも全く同じ、河川開発建設部は即除去すると、こういうことになりますから、それぞれの管理団体がありますので、そちらのほうには積極的に町のほうから要請をすると、こういうことになろうかと思えます。 特に、私ども、普段、見ております鶉川、うずら温泉へ行くときの橋の上から見ても、木じゃなくてカヤ、満載のカヤわらになっております。ああいうのもやはり、土建さんのほうで処理をしてほしいというふうなことになるんですけれども、ただ、一つ問題があるのは、頭首工のある前後、要するに、下流が200メートル以内はなかなかちょうせない。これは頭首工に影響が出るというふうなことがありますから、そういう以外のところであれば、河川のほうではいくらで
-----------------------	---

議 長 山 崎 議 員	もやる。もう既に何カ所か要請をしております。ただ、土建のほうで、非常に心配しているのは、自然保護団体が食いつくんじゃないかと、こういう心配をしております。ですけれども、そんなことを言っていられない。人命にかかわることであるということから、今、厚沢部川は基栄橋から俄虫橋の下まで、中洲も全部とるということで、今、工事が始まります。 それから、支川安野呂川、これについては、部分的に今、早急な築堤対策をすると、こういうこと。ただ、鶉川、館川、糠野川等については、まだそういう、改めて改築工事をするという予定ではないようですから、いずれ、その管理の部分はきちっとやってもらおうと、こういうことで、私のほうからも土建のほうには伝えておきたい、こういうふうに思います。 9 番、山崎議員 町長、土建の方が見ていないというのは、それはおかしい話ですね。あそこに、私、毎日、ハウスを見にいくと、私のハウスは川のすぐ近くにあるわけですから、先が見えないくらい大きなアカシアが大木になっているんですよ。清和橋のあの辺から見てください。あれが目につかないというのだったら、やっぱりこれはおかしいですよ。 河川敷というのはやっぱり、法律で定められたものですから、土地とか、それから堤防、川原、全てそれは河川敷に入るわけですから、その管理はきちっとしないと、本来の堤防の機能というのはなさないだろうと思っているんです。ですから、それがもうこんなに大きな大木になっているんですよ。 さっき、町長が言うみたいにして、かなり先、それを除去しようという動きがありました。ところが、あそこに鳥がいるとかと自然保護がちょっと騒ぎまして、とめられたこともあるんですよ。だけれども、それはその時々事情もあろうかと思いますが、今、こんな大
------------------------	--

議 副 町 長	木があって、そして、イタドリ、ドンゲがあって、さっき言ったみたいに、町長はカヤがあって、柳があって、先が見えないほど、もうそういうふうな、一つの森林みたいな状態に今なっているんです、堤防内のほうで。 あれを何とかしないと、いっちょゲリラ豪雨、雨が降られたときになれば、完全に堤防が決壊すると私は見て、恐ろしいなと見ています。ぜひ、町長、土建の所長が来る機会があったら、ぜひ、視察団を結成して見てくださいよ。ある町内会長さんが言いました。このことは問題視して、私は町にいろんな意見陳述しましたと。さっぱり感度ないといつも言うんだよね。やっぱりそれは、問題が起きてからではおそいですから、今のうちだったら、物を除去するなり何だっできると思うんですよ。それはどうですか。それはまだ大丈夫だという自信はありますか。 副町長 国では、1級河川ですけれども、水系ごとにそういう、協議する団体をつくって協議している。 北海道もようやく、去年の台風を受けて、ようやくだと思いますけれども、振興局ごとに、河川という大変たくさんになりますので、振興局ごとに河川減災対策協議会というのをやっこの7月に今つくったところなんです。ですから、そういう中で、うちのほうの意見を先ほど言ったような意見をどんどん提案させていただきながら、最悪の事態にならないように努めてまいりたいと思います。 ですから、はっきり言えば、今まで、道のほうでもあまり災害というのは、河川災害というのは、何十年に1回はあったんですけれども、去年みたく立て続けに来られると、真剣に少し向き合うようになってきたということだと思いますので、そういう中で対応していきたいと思いま
----------------	---

議 山 崎 議 員	す。 9 番、山崎議員、これで最後の質問となります。 特に、町長にお願いしたいと思います。 ぜひ、振興局なり、それから道のほうに、この河川の管理はきちっとしてほしいなと思います。
議 町	今、厚沢部町はどちらかというと、こういう自然災害のない町でありますけれども、何かしら予期せぬ 5 0 年ぶりの大雨だとかというのは簡単に起きる時代になりましたので、ちゃんとした備えだけはしておかないと、やっぱり大惨事になる可能性はあります。特に、厚沢部町というのは、両面が全部山でありますから、その谷合いで生活しているわけでありますから、これは溢れてきたらダムの中に水没してしまう可能性はあります。そういうことで、ぜひ、これは町長の政治力を使って、ひとつ早急に視察団を結成して厚沢部町を見に来てください。よろしくお願いして、町長、もしありましたらお願いします。 町長 実は、今、鶉川の大木というのは、私、初めて聞いたものですから、もし、そういうものがあるのだとすれば、後ほど、場所なり、そういうものの状況、それを担当のほうに教えていただければ、早急に土建にはやらせます。 いずれにしても、河川の中に大木、もう既に、例えば、3、4 年前には、安野呂川でそういう経緯がありました。ものによっては、橋の欄干にまでひっかかるようなそういう大木を即除去するという、そういうことになっていきますから。たまたま私も鶉川の中にそんなものがあるというふうなことは、今初めて聞いたものですから、早々にそれは処理させます。

山 崎 議 員	いづれにしても、地域の方々のそういう監視の目、あるいは、そういうな情報、こういうものをこれからもお願いしたい、こういうふうに、私のほうからお願いをしておきます。
議 長	議長、終わります。
議 長	一般質問の通告は以上であります。これをもって終結をします。
議 長	議事の途中ですが、１１時３５分まで休憩します。（１１：２５）
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：３５）
議 長	これより、議事を続行いたします。
議 長	日程第６ 議案第１号平成２９年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	議案第１号の平成２９年度厚沢部町一般会計補正予算（第４号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は６ページから１０ページまでです。
議 長	歳入全般について質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議 長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
議 長	歳出は２つに分けます。
議 長	初めに、２款総務費から６款農林水産業費までの１１ページから１５ページまで、次に、８款土木費から１０款教育費までの１６ページから１９ページまでです。
議 長	それでは、２款総務費から６款農林水産業費まで、ページ数は１１ページから１５ページまで

議長 中山議員	です。 1 番、中山議員 ページ数からいきますと、11 ページになるんですけども、地域活性化事業費の中で、今回、新たにまた、地域おこし企業人交流プログラムというのが出てきたんですけども、まず最初に、現況の地域おこし協力隊の現状はどうなっているのか。それと、ここで交通費が減じられたということはどういうふうなことなのか。 我々が確認している地域おこし協力隊のあり方が何か変わってきているなというふうに思うんですけども、その辺の現況の内容と今後の予定、どのような形で地域おこし協力隊を当町としては採用していくのかということ、まず1点、お聞きしたいと思います。 ですから、この内容、今後の進め方について説明していただきたいと思います。 次に、農業費のほうなんですけれども、14 ページになるんですけども、ここに、農業振興費の中で、荒廃農地等利活用促進交付金というようなことで、今回、2カ所ほど追加されています。前回、産業厚生の中で、今、やっているとところの2カ所については視察しました。この対応の仕方というのは、農家の方が申請するのか、それとも町のほうで申請を、ここは荒廃地なのでというようなことで、その実施箇所の決定というのはどう判断するのか。それと、今後まだまだ荒廃地として実施する場所があるのかどうかということをおわせて説明していただきたいというふうに思います
議長	中山議員、地域おこし協力隊のほうですが、11 ページはわかりましたけれども、12 ページのほうの委託料、コーディネーター業務委託料、19 ページの企業人交流プログラムの負担金の内容の説明も一緒にしたほうがよろしいんですね。

中山議員 議長 議長 総務政策課長	はい。 それも含めて答弁のほうをお願いいたします。 総務政策課長 まず、地域おこし協力隊でございますけれども、当初予算で5名の協力隊員の予算を計上してございました。それで、今現在、3名の協力隊が在籍しておりまして、この中から出していたと。 今回の補正につきましては、減額となっておりますけれども、まず、このたびのC C R Cの兼ね合いで、前回の協議会でもお示ししましたとおり、C Nさんのほうでの5名の協力隊員を当町で受け入れるという協定の内容になっておりまして、そのうちの4名の方を協力隊員と、それから、1名については、先ほど言われました企業人ですか、地域おこし企業人交流プログラム負担金という形で、これは会社のほうに支出した上で、その中から1名の人件費等を捻出するという負担金の内容でございます。 それで、予算説明資料にも触れておりますけれども、新規で4名の方、こちらにつきましては協力隊員ということで、9月から2名の7カ月分、10月から1名の6カ月分、それから、11月から1名、5カ月分、これらを合計しまして、新規4名分25カ月分という内容でございます。あわせてこれらの4名の地域おこし協力隊のコーディネート業務委託料ということで、13節に予算を計上していただいているものでございます。 それから、19節の負担金につきましては、これはあくまでも会社のほうから派遣してもらうということで、予算説明資料の下のほうに書いていますけれども、特別交付税で措置されるとなっておりますが、今回につきましては半年、9月から7カ月分相当の人件費等を含めた予算額を
---	---

議 長 農 林 商 工 課 長	今回 204 万 1,000 円ということで、負担金という形で計上させていただいているものでございます。 それで、どういうものをやらせるのかということでございますけれども、今後、民間主導のまちづくり会社の設立に向けての準備等から始まりまして、これから、道内外からの移住者の募集に関する企画立案や、実施に向けて、それから、今、実施設計しております、当町で実施しております、移住体験住宅の運営や活用について、それから、今後の運営に当たっての社会福祉法人の事業化に関する計画等も含めて、そういうもろもろの事業をこの、今回の協力隊、それから、企業人の協力、企業人の 5 名によって、これから進めていくという流れでございます。 農林商工課長
議 長 中 山 議 員	耕作農地と利活用促進交付金事業につきましては、これまで耕作放棄地再生利用緊急事業として、28 年度まで実施してまいりました。今年度行う事業内容につきましては、現在 2 地区、南と上里の 2 地区で実施しております。今年度に入りましてからのヒヤリングにおいて、道のほうから、交付金にまだ余裕があるという話を受けまして、それまで、30 年度実施すると予定しておりました上の山地区と中館地区について前倒しで、今回、道からの交付金を受けまして、追加として実施することになったと、いわゆる道の交付金の状況によって、今年度前倒しで追加するという判断に基づいて、今回追加するに至ったということになっております。 地区につきましては、前年度において、いろいろ地区担だとかの協議だとか、農家さんからの相談によりまして、地区を立ち上げたという経過にございます。 1 番、中山議員 まず、1 点目の地域おこし協力隊ですけれども、課長、今、3 名というようなことで説明があ

議 長 総務政策課長 議 長 農林商工課長	ったんですけれども、1人は保育所、それから、学童か、それから、2人は素敵な過疎の株式会社に2人ですか。ということなんですけれども、残りの、そしたら5名というのは、これから募集して、そのC C R Cに対応するということになるのか。その選考の仕方というのは、あくまでも募集という形でやるのか、それとも、専門職みたいな形になるから、そういうふうな人を採用するのかというようなことも、詳しくちょっと説明していただきたいというふうに思います。 それから、荒廃地ですけれども、課長、今、地区担当とかいろいろありましたけれども、まだまだ町内にはそういう、いい事業ですので、まだまだあると思うんで、農業委員会が遊休農地というような形で、必ず年に1回パトロールするわけですので、そういう中で、もしできればこういう農地については、どんどんやっぱりやっていくべきでないかなというふうに思うんですけれども、その辺の今後の進め方は、今、課長の説明では、道の予算次第というようなことなんですけれども、町のほうでもその辺を考えた中で、遊休農地の解消と、これは国のほうでもあると思うんですけれども、その辺について進めていくべきでないかなというふうに思うんですけれども、もう一度その辺について、詳しく説明を。 総務政策課長 企業人のほうにつきましては、企業のほうから1名来るということで、募集はしないんですけれども、残りの4名の方につきましては、今、募集して、協力隊員として入ってもらうという流れになってございます。 農林商工課長 荒廃農地を解消するための利活用促進交付金事業につきましては、町内の遊休農地を解消していくための有効な手だての一つというふうに考えておりますので、それら農地を引き受けていた
---	---

議長 中山議員	だけの方を探し出すこと。それでまた、さらに解消するために、道への交付金の措置なども含めて、これから積極的に遊休農地の解消に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。 1 番、中山議員 1 点目の地域おこし協力隊ですけれども、課長、これはちょっと、専門的な分野になるのかどうかというのを、さっき質問したんですけれども、これはあくまでも厚沢部町が C C R C のほうということで対応して、その部分を持つのかどうかという部分もあるわけです。多分、地域おこし協力隊というのは、目的を持った中で、私はある程度募集すべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺の仕事内容、それから、募集内容についてはやはり、目的を持って協力隊を募集すべきというふうに思うんですけれども、やはり、その辺は大事になってくるんで、これから、そうしたら、当町がこの方々の部分を経費として持っていくのかどうか。その C C R C の中で、会社のほうで、民間の会社のほうで、その辺についての面倒をこれから見てくれるのかどうか、というようなこともある。 それで、町内から募集するのか、それとも、大きく全国から募集するのか。その辺についてはどういう方向で進めていくのか。それについてもう 1 回、詳しく説明していただきたい。
議長 総務政策課長	総務政策課長 まず、企業人につきましては、当然、C C R C というか、今、走っていますけれども、民間さんのほうから、会社から 1 名派遣してもらうということで、それから、4 名につきましては、これから募集するんですけれども、4 名についても C C R C に絡む、先ほども、最初も申し上げましたけれども、C C R C の構想の推進のための企画、それから、実施に関する業務に携わっても

中山議員	らうという協力隊員でございます。
議長	わかりました。
総務政策課長	町内から、町外とかそういうふうな。
	これは全国でございます。
	すみません。協力隊員は都市圏からということになります。
議長	厚沢部町が募集するのか。
議長	総務政策課長
総務政策課長	厚沢部町が募集いたします。
	当然、C Nさんも絡みますので、その辺と連携をとりながら、募集を図りたいと思っております。
議長	7番、只野議員
只野議員	今の荒廃地のことで、今回の追加もそれこそ、面積が本当に似ているんですよね。これは上限というのはあるのでしょうか。
議長	農林商工課長
農林商工課長	面積の上限につきましては、特に定められておらず、やっぱり予算の範囲内ということで、この面積はちょうどいいということで、新規に追加を受けることになりました。
議長	3番、高田議員
高田議員	今の関連で、協力隊の件なんですけれども、まず1つは、今の「ちょっと暮らし」にもかかわるという、さっき説明もありました。ということは、今、まちづくり会社でやっている「ちょっと暮らし」の部分を、そっちのほうの方が全て請け負って、今はそっちへ移行するという考え方でい

議 長 総務政策課長	いんですか。 それと、もう一つが、募集に関しては確認ですけれども、全国的にということですから、町内も含めて全国的にという捉え方をすればいいんですね。 総務政策課長 「ちょっと暮らし」といいますか、今、上里のほうに移住体験住宅、3棟4戸ですか。それと交流センターを今、進めておりますけれども、その辺を活用しながら、町外から移住者を獲得するというような仕事になります。 だから、今あるちょっと暮らし住宅についてはそのまま、素敵な過疎ということでございます。 それから、募集につきましては、協力隊員につきましては、都市圏から来てもらうというのが前提でございますので、都市圏からの募集ということになります。 例えば、もともと町の出身者であってもそれはかまわないです。もともと、今いるところが都市圏であれば、かつてどこにいたかというのは問わないということになります。
議 長 議 長 議 長 議 長	議事の途中ですが、休憩して昼食といたします。午後は1時から再開いたします。（12：00） 午前中に引き続き会議を開きます。（13：00） 議事を続行いたします。 なお、午前中の荒廃農地等利活用促進交付金の件で、前野農林商工課長より、さらなる答弁があると求められておりますので、これを許します。
議 長 農林商工課長	農林商工課長 午前中、荒廃農地等利活用促進交付金について御説明しましたが、その補足説明をしたいと

思います。

今年の8月10日に、農協の地区担において、資料を配付しております。30年度要望調査の実施をしまして、そこで2名の方から、荒廃農地活用、この交付金を活用したいということで要望がありまして、檜山振興局と協議の結果、まだ交付金に余裕があるということで、29年度前倒しで実施できるということで2地区追加ということになっております。

お手元に配付しております説明資料、この中で、図面をつけておりますが、上の当初の稲見地区199アール、その資料の右下にあります中館地区199アール、図面で赤く塗った場所を比較しますと、当然、下の中館地区のほうが大きいのになぜ、同じ面積かということでございますが、199アールは交付対象事業費となっております。

只野議員からも照会がありました交付対象事業費につきましては、厚沢部町地域として事業を組みまして、さらに、その中で地区というのを組みます。その地区については、交付金は100万円を上限としています。厚沢部町地域全体とすれば交付対象は上限額は設定しておりません。ただし、これら、今、4地区、厚沢部町地域では4地区建てておりますが、その1地区ごとの交付対象上限額については100万円で、さらにこの事業の中では、営農定着、土壌改良、再生作業という事業メニューが設定されています。

再生作業というのはほぼ伐根、雑草の除去、これは反5万円という定額制になっております。土壌改良、これも反2万5,000円という定額になっております。営農定着、いわゆる作物の播種に要する経費に対する支援についても、同じく反当たり2万5,000円というのが定額になっております。これらを全て行いますと、大体交付対象上限100万円の中でいきますと、199アールが上限となってきます。

議 長	図面上のこの大きさが違うということですが、中館地区につきましては、整備する面積が 8 2 3 アールあります。この中で上限の 1 0 0 万円というのは 1 9 9 アールということで、こちら大分赤く塗ったところは大きくなってございますが、交付対象面積というのが 1 9 9 アールになるということでございます。 ということで、補足説明とさせていただきます。 それでは、2 款総務費から 6 款農林水産業費までの質疑ありませんか。ページ数は 1 1 ページから 1 5 ページまでです。
議 長 高 田 議 員	3 番、高田議員 まだ、関連なんですけれども、地域おこし協力隊の部分で、来年の 3 月までが一つの期限ということで、今、期限を区切ったと思うんですけれども、その後さらに、2 年、3 年という形でこれがやっていくことになるんじゃないかと思うんですけれども、まずそれが 1 つと、それが終わった後はどういう扱いになるのかということと、それからもう一つ、企業人の件なんですけれども、企業人交流プログラムというものの具体的な内容がもうちょっと中身があれば御説明いただきたいと思います。
議 長 総 務 政 策 課 長	総務政策課長 一応、協力隊については期限 3 年でございますので、今、まず、まちづくり会社の設立、その後、社会福祉法人の設立というのも視野に置いていますので、それも含めて、最高、協力隊員としては 3 年ということで考えてございます。 それから、地域おこし企業人交流プログラムでございますけれども、これにつきましては、まず、3 大都市圏に所在する企業の社員を派遣してもらおうと、その派遣される社員につきまして

	は、入社２年以上の方で、来てもらうのは当町であります条件不利地域といいますか、過疎であったり、山村であることが対象となつてございます。受け入れ期間につきましては、６カ月以上３年以内ということで、財源措置的な部分を申し上げますと、特別交付税におきましては、まず、受け入れ期間中に、その要する経費の一般財源の３５０万円を上限とした１０分の１０が交付税、特別交付税の措置があるということでございます。
議	長 ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長 それでは次に、８款土木費から１０款教育費までの質疑に入ります。ページ数は１６ページから
議	長 １番、中山議員
中	員 １７ページになるんですけれども、この橋は鶉の中にあるわけなんですけれども、うずら温泉に行く途中の橋でありまして、当初、河川改修が始まった時点で、この香月橋については、工事があ
山	員 そこに進んでいった場合には、この橋については取りかえと、かけかえというふうな記憶があっ
議	員 たんですけれども、現在、この補修という工事なんで、その辺の経緯について今後、さっき、町
長	員 長の一般質問の中での説明では、あとは工事はしないよと、川の河川改修はしないよという話だ
員	員 ったんですけれども、現況の中ではある程度、江差町の河口までいった段階で、またあそこから
員	員 第２次的に工事をやってくるよということで進んでいると思うんですけれども、今後の河川改修
員	員 についての進捗を私たちはどう理解したらいいのか。
員	員 特に、糠野川については、まだ、いまだに手つかずということなんで、その辺についてもあわ
員	員 せて説明していただきたいと思います。
員	員 建設水道課長
員	
員	
員	
員	
員	

建設水道課長

まず、第1点目の質問の香月橋のかけかえについてなんですが、これについては、ちょっと私は、これのかけかえというか、町の橋なんで、これについてかけかえするとかという話はちょっとわからないところです。

それで、今回の工事につきましては、補正予算に出した工事につきましては、香月橋の柱脚、根元のところが、資料にあるとおり、モルタルがちょっと破損しておりまして、上の橋の力が基礎にきちんと伝達されていないということで、早急にこれについては補修しなければならないということで、これをやらないと通行どめ措置をとらなきゃなくなる可能性があるということで、これについては早急に、まず応急処置をして、通行を可能な状況にするということで、今回、無収縮モルタルの補修をする。足場をかけて工事をするんですけども、その工事です。

それともう一つが、矢櫃橋ですか。矢櫃橋についても同じような支承、基礎に伝達させる支承のところが、鉄のところがちょっと割れているということで、これについても鉄の部分の補修をして、きちんと力を伝達させる、加重を伝達させる補修工事、この2件を今、今回、長寿命化の橋梁点検をやっているときに、今現在、速報で発覚したものについて直すということでございます。

あと、今後の道の河川改修についてですが、今のところ、今年は厚沢部川の基栄橋から俄虫橋のところまで、土砂約6万立米、今年度搬出すると。それで、先ほど町長の説明のとおり、9割断面を確保して、それから今度、安野呂川のほうを上って行って、それが一段落ついて、今度、厚沢部川をそのまま上っていくというような形になっていて、そっちのその上のほうについては、鶉川のほうですか、についてはいつからという具体的なことについては、あくまでも厚沢部川のほうが終わってからということで聞いております。

議長 中山議員	あと、糠野川につきましては、今までいろいろ協議していたと思うんですが、今年度、その糠野川の今後の方針というか、そういうやつのコンサルに、今年度の予算で委託を発注している、北海道のほうで発注して、護岸の基本設計といいますか、そういうものについて発注されているところでございます。 以上です。 1 番、中山議員 課長、これは今、90%の工事ということで、河口から上流に向かってということで進められると思うんですけども、今、課長がそういう説明をしましたけれども、その点でいくと、鶉川のほうも、厚沢部川のほうもずっと上に工事をまたやっていくということで理解してよろしいのか。 それと、1 つは、今、問題になっている水位計など、これは道のほうとどう対応して、うちのほうは、町長あれですか、水位計というのはどこかに設定しているんですか。現状で、道河川ですから、これにおける水位計というのは、全道の中でもかなりまだまだ少ないというふうな数字なんですけれども、1 つは、過去は24時間で、厚沢部川の場合の水位は24時間で200ミリというようなことで危険水位だよということで、1 回、平成7年度でしたか、堤防ぎりぎりの状態がありました。現在は、その水位計を危険水位ということで、どこの時点でそれを判断するのか、この辺については、何か基準を設けているのか。 2 点について説明をしていただきたい。
副議長 副町長	副町長 まず、糠野川というか、8 割断面で最初、当初来ていたんですよ。それで今、基栄橋が終わ

議 長 議 長	ったんで、9割断面で上がってくると。今、厚沢部川の橋、病院の裏まで来て、片方は安野呂川を上っていくと。ここまでは決まっているんですけども、その後、鶉川どうのこうのというのは、まだまだ先の話になるので、その計画自体は今のところはない。 それと、糠野川は先ほど、課長が説明したとおり、28年に糠野橋を補修して、今回は29年度は護岸設計と用地測量等を進めているということでございます。 議員も御承知かと思いますが、改修についてはショートカットをやめるとか何とかで合意を得られましたので、その方向で進んでいるということでございます。ただし、国の予算的には、厚沢部川改修の一つの中に糠野川も入っております。ですから、どうしてもこっちのほうにお金が取られると、糠野川のほうの進み方が若干時間がかかってくるというような現状でございます。 それと、水位計についてでございますが、8月の終わりころに新聞に、道河川の6割が水位計がないということでございましたが、うちのほうは4カ所に水位計がついております。まず、下流から申しますと、赤沼橋の下流900メートルくらいのところに1カ所、館川というか、本流のほうに行きますと、岩館橋のところ。それと、鶉川のほうへ行きますと、西鶉橋のところ。それと、安野呂川に行けば、鷺堀橋のところについております。計4カ所ついております。 それで、災害の防災計画の中で、その地点地点での避難指示なりの水位上昇したときには、この橋の、例えば鷺堀橋の水位がこれくらいになったときには避難指示だよと、そういうルールは決めて、マニュアル化されております。 ほかに質疑ありませんか。 7番、只野議員
-------------------------------	---

只 野 議 員	18ページなんですけれども、統合中学校スクールバス車庫新築工事について、先ほど、朝にこの資料、ナンバーをいただきました。土木車庫の隣ということで、私ら考えますと、地元でそれこそ車庫があったほうが、そこから鶉地区、館地区の生徒方を迎えるためには、何か効率的にいいんじゃないかと思うんですけれども、どのようなあれでこれ、ここに車庫を計画したのでしょうか。
議 長 教 委 事 務 局 長	教育委員会事務局長 今回、建設を予定しております車庫につきましては、統合中学校のスクールバス等車庫建設ということで、中学校のスクールバス2台、それと並びに、この後、整備を計画しております認定こども園用で送迎バス2台、それとさらに今、土木車庫のほうに防災資機材、水中ポンプでしたり、発電機をしまっておりまして、それを使う際に、緊急時に車をよけてそれを出してということで、防災用の車庫が専門のところがないところでございます。それらを兼ねたバス4台と防災備品を格納できる車庫を建設するというので、こちらの現在の既設テニスコートの2面を使って、そちらに建設を予定したところでございます。 面積が、こういった用途で使いますので、約60坪、200平米を計画しております。 以上です。
議 長 只 野 議 員 議 長	7番、只野議員 当初、金額的に見ましても結構な金額なものですから、このスクールバスだけだったら、本当にどうしてそんなに大きいのかなと。今、説明わかりました。 では、とりあえず運転手もやはりこの下地区の方々に人選するということですね。 教育委員会事務局長

教 委 事 務 局 長	スクールバスに関しましては、今、バスのほうを入札終了しまして、バス 2 台納車が一応、3 月の中旬には納車されてくる予定でございます。その後の管理につきましては、業務委託ということで、運行部と管理をその業者さんに委託するという計画を持っております。
議 長	6 番、下川部議員
下 川 部 議 員	同じく 1 8 ページなんですけれども、このスクールバスの車庫の新築設計委託料と新築建設工事費計上になっているんですが、この資料のほうで見ると、テニスコートに建てるということで、当然、そのテニスコートを壊したりとかするに当たって、予算が計上されていない理由というのは何ででしょうか。
議 長	教育委員会事務局長
教 委 事 務 局 長	既設のテニスコートのフェンスを取り除いたり、若干高くなっている部分を、スロープ、整地、外構の整地という部分も合わせて、こちら 1 5 節新築工事費のほうに含んでいるものでございます。
議 長	6 番、下川部議員
下 川 部 議 員	ということは、全て外構費も含めた金額ということで承知していいんでしょうか。
議 長	教育委員会事務局長
教 委 事 務 局 長	下川部議員のおっしゃるとおりでございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議 長	それでは、質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長	討論を終結します。

議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号平成 2 9 年度厚沢部町一般会計補正予算案は原案どおり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 2 号平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 部 長	長	議案第 2 号の平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 5 ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。

保 健 福 祉 部 長	あ り が と う ご ざ い ま し た 。
議 長	日 程 第 8 議 案 第 3 号 平 成 2 9 年 度 厚 沢 部 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算、議 題 と し ま す。
議 長	議 案 の 説 明 を 求 め ま す。
議 長	保 健 福 祉 課 長
保 健 福 祉 課 長	議 案 第 3 号 の 平 成 2 9 年 度 厚 沢 部 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（第 1 号）の 内 容 に つ い て
	説 明 い た し ま す。（議 案 内 容 説 明 記 載 省 略）
議 長	説 明 が 終 わ り ま し た の で、質 疑 に 入 り ま す。
議 長	歳 入 歳 出 全 般 に つ い て 質 疑 あ り ま せ ん か。ペ ー ジ 数 は 4 ペ ー ジ か ら 5 ペ ー ジ ま で で す。質 疑 あ
	り ま せ ん か。（あ り ま せ ん の 声 あ り）
議 長	質 疑 を 終 結 し ま す。
議 長	討 論 に 入 り ま す。（あ り ま せ ん の 声 あ り）
議 長	討 論 を 終 結 し ま す。
議 長	議 案 第 3 号、原 案 ど お り 決 し た い と い い ま す。こ れ に 御 異 議 あ り ま せ ん か。（異 議 な し の 声 あ
	り）
議 長	異 議 な し と 認 め ま す。し た が っ て、議 案 第 3 号 平 成 2 9 年 度 厚 沢 部 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補
	正 予 算、原 案 ど お り 可 決 さ れ ま し た。
保 健 福 祉 課 長	あ り が と う ご ざ い ま し た 。
議 長	日 程 第 9 議 案 第 4 号 平 成 2 9 年 度 厚 沢 部 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算、議 題 と し ま
	す。
議 長	議 案 の 説 明 を 求 め ま す。

議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第４号の平成２９年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから６ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第４号平成２９年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
建設水道課長		ありがとうございました。
議	長	日程第１０ 議案第５号厚沢部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第５号の厚沢部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。
議	長	6 番、下川部議員
下 川 部 議 員		すみません。ちょっと勉強不足なんですけど、産業医で、北斗市の何さんでしたか、あれなんですけれども、産業医はどういう取り決めで、その専門分野で産業医というふうに認定になるのか、もうちょっと詳しくお願いします。
議	長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長		国のほう、厚生労働省になりますけれども、産業医科大学を卒業して資格を有する者、あるいは、厚労省が指定する 1 単位当たり 6 0 分になるんですけれども、5 0 単位の研修を了している者が取得できるという資格でございます。
		それで、職場の労働環境でありますとか、その辺の指導、助言をしてもらうというのが産業医の仕事になります。
議	長	6 番、下川部議員
下 川 部 議 員		それではあれですか。当町には 3 人のお医者さんがいるわけですが、その方は該当にならず、その方になるということで理解してもいいんでしょうか。
議	長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長		当町の国保病院の医院長以下 3 名おりますけれども、いずれも産業医の資格を持っておりませんで、今回、たまたま振興局に 1 名、先ほど言いました、大野の椎木先生が産業医の資格を持っていて、任用していただいていると。それに合わせて、うちのほうも産業医として任用しようとして、今回計上させていただいているというところですが。
議	長	6 番、下川部議員

議 只 野 議 員	長 員	7 番、只野議員 とりあえず、月額で6万2,900円。これ、厚沢部町に来るのは週にどのぐらいか。そして、来たときに、どのぐらいの労働時間を費やすのか、そして、他町でもこの制度をかけ持ちでやっているんですか。ちょっと聞きたいんですけども。
議 総 務 政 策 課 長	長 課 長	総務政策課長 事業所を回るのは、今、振興局では、毎月第2木曜日の午後に入らせていただいております。 その帰りといいますか、その北斗市に向かう途中で当町にも寄っていただいて、まず、事業所というか、職場の巡回等を行うと。巡回だけでなく、職員からのそういう指導、相談があれば、その都度、対応していただくという予定でございます。 あと、管内的に見ますと、上ノ国町さんの場合は、診療所の院長先生が産業医をされているという話を聞いております。 あとは、乙部町さんであれば、国保病院の院長先生が産業医の資格を持っているんですけども、先ほど言いましたように、なかなか、じゃ、自分のところの部下のところまではというところがスムーズにいったいないというような話を聞いています。
議 議 議 議 議	長 長 長 長 長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり） 討論を終結します。 議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号厚沢部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございます。
議	長	日程第 1 1 議案第 6 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第 6 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございます。
議	長	日程第 1 2 議案第 7 号北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長

総務政策課長		議案第7号の北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第7号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案どおり可決されました。
総務政策課長		ありがとうございます。
議	長	日程第13 議案第8号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第8号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	7番、只野議員
只野議員		いずれも、総務大臣の許可の日からということになるんですけれども、これは総務大臣の許可

議	長	は終わったんですか。
総務政策課長	総務政策課長	
	長	この構成団体である市町村とこの議会の議決をもって、この組合のほうに提出、その後の総務大臣の許可ということになります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございます。
議	長	日程第１４ 議案第９号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第９号の固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第 9 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり、厚沢部町字富里 1 9 番地 1、木村秀喜氏、昭和 2 9 年 8 月 1 9 日生まれ 6 3 歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第 9 号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案どおり可決されました。
議	長	暫時休憩します。（ 1 3 : 4 9 ）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（ 1 3 : 5 0 ）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第 1 5 議案第 1 0 号教育長の選任について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第 1 0 号の教育長の選任について申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	9 番、山崎議員
山 崎 議 員	員	今、議案第 1 0 号については、差しかえされまして、鈴木聡氏の名前が出てきたわけですが、当初は、まるっきり白紙の状態で提案されたわけであります。それが、我々は、8 月 3 1 日の議会運営委員会におきまして、実際にこれは大変な重要なことありますから、教育長の選任でありますので、そのときの説明だけでは理解しがたいという、そういういろいろな御意見もありました。

	そういうことで、できれば事前に何とかそういう人柄に触れたいということで、ぜひ情報提供をと言ったけれども、一切それはありませんでした。 それがたまたま、こういうふう新聞にぽっとう出たということに、大変我々も驚きでありましたし、また、1つは町民の中からもちょっと反響がありました。私も議会前に、3日にお会いした方は、変わるんですねというようなことで、それでもって、いろいろな臆測での議論であります。そういうことで、大変私どもは、町長が執行者でありますから、最大限信用しているわけでありますけれども、つきましても、こういうような重要な人事については、多少なり意見交換なりしたかったなと、そんな感じを持っています。 そういうことで、今回のこのことについては、ちょっと残念に思っておりますので。ただ、あとは、今、実際的には同意するか、しないかは別で、これは各議員の判断によるわけですが、ちょっと私は、今回のこの行為については残念に思っております。
議副 町	長 副町長 本人、先ほど、説明ありましたとおり、現職であったということで、非常に手続等に時間を要して、白紙で提案させていただいたということでございます。 従来からの情報管理には万全を期しているところではありますが、結果としてこのような事態、事例になってしまったということでございます。これは大いに反省し、今後一層、人の信頼、信用も含めて、情報管理にはこれまで以上、十二分に留意した扱い、対応をしていきたいと強く感じて、思っているところでございます。
議 議	長 長 ほかに質疑ありませんか。 9番、山崎議員

山崎議員	私は、鈴木聡さんという方はまるっきり面識ありませんし、どういう人物かということはわかりません。それで、町長のほうからお聞きしたいんですが、私は信用をしております。人柄とか、温厚ということも今、お聞きしましたので、今度はやっぱり、厚沢部町の教育行政をお任せするという人でありますから、特に、この方は、高校の校長先生を歴任しているということで、教育現場にはそれだけ精通している方だと思って、私は信頼をしますが、ただ、人柄も、スキーの検定員とかという、そういうことは言っています。厳しさもあるんだろうと思いますので、もし、役場なら、五十何歳というとどなたが、同級生とかいらっしゃいますかね。（いないと思いますの声あり） どなたか、もし、もうちょっと、人を、性格とか、何かそういうことをちょっとお知らせ願えればと思っています。 多分、校長先生なんだからそんなに、素晴らしい人だと思いますけれども。
議町長	町長 人柄については、先ほど申し上げたとおり、誠実で温厚な人であります。 何度か私も本人とも会っておりますし、ただ、この決定事項については、おくれていることについてはまず1点、この方は現職であると。既に退職された方であれば、町は単独で進めるわけではありますが、現在、北海道の職員であり、北海道の職員ということは、この方に対して退所要請をしなきゃいけません。だから、北海道教育委員会を開いて、要するに、人事扱いをしなきゃいけませんので、それが明確に北海道教育委員会のほうである程度、じゃわかったと言うまでは交渉できないというふうな状態であります。 そんなことからして、議案にのせるまでに至らなかった。これは現職を解消の中でいただくと

いうことはそういうことであります。

そういう、これから今、私どもは今日の議会で、結果については、これから道教委のほうに上げて、そして、道教委は教育委員会を開くわけですから、教育委員会を開いて、現校長の後任だとか、いろいろな全道の人事に入るわけです。そういうふうな、大変大がかりな人事の中での、私どもはこの同意をいただくということで、話を進めておりましたので、確定的な段階になるまではなかなか交渉できなかった、こういうことであります。

いずれにしても、道教委、柴田教育長とも協議の中で、おおむねオーケーのサインがもらえたので、今回、このように土曜日に議案を差しかえるというふうなことで進めたところであると。

御案内のように、あの先生は、一番近場では上ノ国町の校長をしました。上ノ国高校を立てたい、立て直しといいたいでしょうか、こういう任務を持って、上ノ国町の高校に来て、あの短期間であのよう小中高一体の学校体制をつくりながら、非常に、そういうたけた男であると、こういうふうに私は見ております。

そういう中で、全道の高校の中でも、そういう組織立て直しの場所へ、どんどん送られている優秀な男でありますから、私は人柄というものについては、これ以上の、ただ毎日一緒にいるわけではありませぬので、こういうことから本人も厚沢部に来たいというふうな意向も確認できましたから、こういうふうに提案したと、こういうことでございます。

なおまた、鈴木氏は母親を1人残している、厚沢部町に置いている状況であります。私はそういう状態を考えたときに、是が非でも、やはり母親と一緒に暮らせるものであれば、それにまさるものはないというふうに考えておりますので、そういうことも含めて、そういう人材であると

議 議 山 崎 議 員	いうふうに理解をしていただきたいと思います。 ほかに。 9 番、山崎議員 町長、多分、町長はこういう話は十二分にされたんだと思うんだけど、人柄はわかりました。
議 町	厚沢部に対する思いはどうですかね。多分、ここがふるさとになっているわけでありますから、多分、厚沢部のまちおこしなり、いろんな教育ということに対して、いろんな熱い思いがあるんだろうというふうに私は思います。その辺の思いはどういうような思いでしょうか。 町長 先般、鈴木氏と札幌で対面させていただきました。札幌で一応、いろいろ本人の意向等もお話を聞いた経緯があります。その中では、大変な意欲家であります。ぜひ、厚沢部町で、こういうふうな意気込みを見せておりますし、本人もそういう、私からいろいろな注文を出しましたけれども、ぜひ、自分で頑張らせていただきたいというふうな、本人の意向もありましたので、あえて今回提案したと、こういうことでございます。
議 議 議	ほかに質疑はありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。 議案第 1 0 号、討論を省略して、これから採決を行います。採決の方法は会議規則第 8 3 条の規定により、無記名投票で行います。
議	これから、議案第 1 0 号教育長の選任について採決を行います。採決の方法は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。

議	長	ただいまの出席議員数は、議長を除いて８名であります。
議	長	次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に山崎孝議員、高田一弥議員を指名します。
議	長	投票用紙を配ります。
議	長	投票用紙の配付漏れはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	本件に賛成な方は賛成と、反対な方は反対と記載願います。白票は反対とみなします。
議	長	再度話しますが、配付漏れはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	配付漏れなしと認めます。
議	長	投票箱を点検します。
議	長	投票箱、異常なしと認めます。
議	長	ただいまから投票を行います。
議	長	念のため申し上げます。投票は無記名投票です。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票は反対とみなします。改めて言いますが、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。
議	長	それでは、点呼に応じて、順次投票を願います。点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票を願います。
事 務 局 長	長	それでは、議長の許可を得ましたので申し上げます。 投票は無記名投票になります。 議席番号と氏名を朗読しますので、順次投票をお願いいたします。 それでは、点呼いたします。

議 議 議 議 議	長	1 番、中山議員。3 番、高田議員。4 番、浜塚議員。5 番、松村議員。6 番、下川部議員。7 番、只野議員。9 番、山崎議員。10 番、佐々木議員。
	長	投票漏れはありませんか。（ありませんの声あり）
	長	投票漏れなしと認めます。
	長	投票を終わります。
	長	開票を行います。山崎孝議員、高田一弥議員は開票の立ち会いをお願いします。
議 議	長	投票の結果を報告します。投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成投票8票、反対投票ゼロ票です。以上のとおり全員賛成です。したがって、議案第10号教育長の選任については可決されました。
	長	議場の出入り口を開きます。
議 議 議 議 議 議 町	長	ただ今の投票の結果、議案第10号教育長の選任について同意を求める件については、同意することに決定しました。
	長	議事の途中ですが、14時35分まで休憩します。（14：17）
	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（14：35）
	長	議事を続行いたします。
	長	日程第16 議案第11号教育委員会委員の選任について議題とします。
	長	議案の説明を求めます。
	長	町長。
	長	議案第11号の教育委員会委員の選任について。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりました。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第１１号教育委員会委員の選任については、原案のとおり、厚沢部町鶉町２３６番地１、竹中忍氏、昭和３６年８月２７日生まれ５６歳を教育委員会委員として選任することに賛成の方の御起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第１１号教育委員会委員の選任について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１７ 承認第１号平成２９年度厚沢部町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	承認第１号平成２９年度厚沢部町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。（専決処分書説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第１号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号平成 2 9 年度厚沢部町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
税 務 財 政 課 長		ありがとうございました。
議	長	日程第 1 8 意見書案第 1 号から日程第 2 1 意見書案第 4 号までの 4 件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	お諮りします。意見書案第 1 号から意見書案第 4 号については、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。したがって、あらかじめ配付しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 号適正な地方財政計画の策定を求める意見書、意見書案第 2 号教職員の長時間労働是正を求める意見書、意見書案第 3 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第 4 号全国森林環境税の創設に関する意見書、以上について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 2 報告第 4 号各常任委員会所管事務調査の報告について議題とします。
議	長	初めに、総務文教常任委員会第 1 回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	山崎委員長
総 務 文 教 委 員 長		総務文教委員会第 1 回の所管事務調査の報告を行います。
		調査項目については 4 点行いました。
		朗読をして報告にかえたいと思います。

まず、調査の第１点目ではありますが、今後の建設事業に係る起債計画と町の財政運営についてであります。

今後の建設事業に係る起債計画と町の財政運営について資料説明を受けた。

町の財政状況については、平成２７年度一般会計決算で経常収支比率が７１．７％、実質公債費比率が３．９％と、いずれも北海道内の１０位以内の数値であり、健全な財政運営がされている。

将来の建設事業については、認定こども園建設事業、簡易水道施設及び農業集落排水施設の更新事業など、町の大きな財政負担が続くところであるが、有利な補助事業、起債を活用して継続し、健全財政を維持できるよう努めるべきである。

集会施設の建設等については、人口減少社会の移行が進む中で、今後の利用状況に見合った整備を検討していく必要がある。

また、国では、地方が一般財源の総額が使い切れないほど過剰な状況にあるとみなし、基金残高が多い自治体の交付税を削減するとの意見が出されている。本町の蓄えが今後の財政運営にマイナスに働くことのないよう、国の方針、施策に常に関心を持って、注視していく必要がある。

２点目であります。

緑町宅地分譲地の現状と今後の課題についてであります。

緑町宅地分譲地の現状と今後の課題について、資料説明を受け、現地調査を行った。

当初２４区画の分譲であったが、平成２７年度には４区画に公営住宅が建設され、調査日現在では、１４区画が売却され、残りは６区画となっている。分譲開始から既に約１７年が経過しても、残り区画があることを考えれば、今後は分譲価格を下げることの検討も必要である。

調査３番目としましては、レクの森遊歩道の管理状況と現地確認についてであります。

レクの森遊歩道の管理状況の資料説明を受けた。

草刈り業務は１年間で民間業者への委託が１回、あとは直営での管理となっている。レクの森は国道２２７号から近い場所に位置し、気軽に自然の中を散策できる環境で、年間入山者数は約１，０００名にも上るとのことであった。このような状況を踏まえ、遊歩道の草刈り業務は民間の委託予算を増額するか、直営での回数をふやし、入山者が快適に散策できる環境整備に努めるべきである。

調査４点目であります。

町立公園の現況と今後の整備計画についてであります。

町立公園の現況と今後の整備計画について、資料説明を受け、道の駅第２駐車場公園と赤沼町地区のひまわりの丘公園の現地視察を行った。

道の駅第２駐車場公園については、道の駅から少し離れた場所であり、来訪者が気軽に足を運べるという状況ではなく、住民の利用頻度も少ないということであった。近年、休日や行楽シーズンには、道の駅には大変多くの人が集まることを考えれば、将来的には周辺整備と合わせて、道の駅の一部として公園が整備されることが望まれる。

ひまわりの丘公園については、遊具等の管理状況は良好であった。

また、本町の中心地である新町地区には、子育て世帯も多いことから、子供の遊び場確保のため、公園の設置を検討すべきである。

このようなことが所管事務調査として調査をし、その報告であります。

以上です。

議 長	それでは、次に、産業厚生常任委員会第１回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議 長	高田委員長
産業厚生委員長	それでは、産業厚生常任委員会第１回所管事務調査について報告をいたします。 調査年月日は平成２９年７月１９日、１日間で実施いたしました。 調査項目につきましては、１、町営牧場の管理状況、２、荒廃農地、今回は上里、稲見の利活用について、３、道の駅の運営状況についてということで、現地調査も含め実施いたしました。 内容に入ります。 調査結果。 町営牧場の管理状況について。 町営牧場、美和育成牧場と当路肉牛牧場の管理状況について、資料説明を受け、現地調査を行いました。 国の補助事業により、公共牧場を設置しましたが、酪農家等の減少により、平成１０年になると、育成牛等の放牧がなくなり、両牧場とも休止状態となりました。 美和育成牧場は平成２３年度から肉用繁殖牛、子牛、赤毛種の育成のため、町内畜産農家に貸し付けしたが、昭和６０年から平成３年にかけて、段階的に整備された水道設備の老朽化により、飲用水の供給ができなくなり、現在は放牧が困難な状況であります。 当路肉牛牧場についても、畜産農家の減少により、休止状態であった。荒廃を防ぐため、特例により、馬の放牧地として貸し付けしていたが、現在では、４区画中１区画が町内畜産農家へ牧草地として、また、隣接する１区画は厚沢部町馬事振興会へ重種馬の放牧地として、それぞれ貸

議 長	し付けられております。 両牧場とも、厚沢部町酪農・肉用牛生産近代化計画により、自給飼料に立脚した酪農、畜産振興のための公共牧場として位置づけられており、当面は牧草地が荒廃しないような維持管理をしていく必要があります。 2つ目、荒廃農地、上里、稲見の利活用について。 荒廃農地の利活用について、資料説明をまず受け、現地調査を行いました。 当該の農地については、国の補助事業で荒廃農地の発生防止や再生利用の取り組みを実施している場所であり、今回、現地確認を行った農地については、有効活用されておりました。しかし、積極的に補助事業等を今後活用し、さらに再生利用を促進すべきであります。また、再生が困難な農地については、農業員会と協議をして、非農地扱いとするということも検討すべきであるというふうに考えます。 3つ目、道の駅の運営状況について。 道の駅の運営状況については、昨年度に引き続きの実施であり、まず、資料説明を受け、その後、現地調査を行いました。 売上額、入場者数ともに前年比を越えて推移しており、今後、さらにふえることが予想されます。重点道の駅に指定されたこともあり、売り上げの主要商品である農産物の効果的な販売を目標とする管理体制や施設整備のほか、今後の周辺整備とあわせ、駐車場等の整備も早急に行うべきだと考えます。 以上です。 それでは、以上で各常任委員会所管事務調査報告について、報告済みとします。
-----	--

議	長	日程第２３ 議員の派遣についてお諮りします。会議規則第１２０条の規定によって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。
議	長	日程第２４ 報告第１号損害賠償の専決処分の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	報告第１号損害賠償の専決処分の報告について御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第１号損害賠償の専決処分の報告について、報告済みとします。
議	長	日程第２５ 報告第２号平成２８年度健全化判断比率の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税務財政課長	長	報告第２号の平成２８年度健全化判断比率の報告について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。

議	長	報告第２号平成２８年度健全化判断比率の報告について、報告済みとします。
税 務 財 政 課 長		ありがとうございます。
議	長	日程第２６ 報告第３号平成２８年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		報告第３号の平成２８年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。(ありませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第３号平成２８年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、報告済みとします。
税 務 財 政 課 長		ありがとうございました。
議	長	お諮りします。日程第２７ 認定第１号から日程第３３ 認定第７号までの７件の平成２８年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定について、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第２７ 認定第１号から日程第３３ 認定第７号までの７件の平成２８年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定について一括議題とすることに決定しました。
議	長	平成２８年度厚沢部町各会計歳入歳出決算審査意見書については、あらかじめ配付されており

議	長	ますので、朗読を省略します。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました平成２８年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定については、議長、浜塚議員を除く平成２９年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上審査したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、平成２９年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上審査することに決定しました。
議	長	ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出方法については指名推選とし、指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、議長において指名することに決定しました。
議	長	平成２９年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に下川部洋伸議員、副委員長に松村松雄議員を指名します。
議	長	ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、平成２９年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に下川部洋伸議員、副委員長に松村松雄議員と決定しました。
議	長	ただいまから、決算審査特別委員会開会のため、特別委員会終了までの本会議を休会します。（１４：３５）